

遺言は義務です (遺言のすゝめ)

以前のコラムでも申し上げたとおり、民法は遺産を相続人で分割する際の目安として法定相続持分というものを定めています。民法によれば、お父さんが亡くなって、奥さんと子供が3人残されたケースでは、奥さんが2分の1、残りを子供が残り等を等分(各6分の1)することになります。

しかし、これはあくまでも目安ですから、相続人で話し合っただけで自由に分けることができます。これを遺産分割協議といいます。これはあくまでも相続人のお話でまとまって初めてできるという点に注意が必要です。

とはいえ、民法という法律で定められているということは一般的に強い影響力を持ちますから、話し合いをする場合でも法定相続持分が意識されたものとなるのが自然です。(法定相続持分を修正する要素としては、ミニコラム第12号「寄与分と特別受益って?」)

遺言を作成することが原則!

ところが現行の民法が法定相続持分を定めているのは、亡くなった人が遺言を作成していない場合に分けようが無くなるのを防ぐためのものであって、原則的には全ての人が遺言を作成することを前提としているということに注意が必要です。

相続であっても、自分の財産の処分に他なりません。自分の財産をどう分けるかについて法律が定めているのは例外中の例外といえます。自分の財産をどう処分するかは自分で決める、という民法の大原則から言えば、本来的には遺言の作成は必須だと言えます。

今回のコラムでは遺言を作成しないことが特にトラブルに繋がるようなケースをご紹介します。

子供がいない

お子様がいらっしゃらないご夫婦の場合、遺言の作成は義務だと言えます。なぜなら、一般的にお子様がいなご夫婦においては残される配偶者と兄弟が相続人となるからです(ただし、親御様のご存命の場合を除く)。兄弟なら話し合いをすれば良いと考える方もいらっしゃるかも知れませんが、ここでいう兄弟とは「夫が死亡したケースでは夫の兄弟」だということを忘れてはいけません。残される配偶者と、自分の親族との関係が、自分の生前と同様にあり続けるとの認識は楽観的だと言えます。また、万が一でも対立することになる可能性を考慮しておく必要があるのではないのでしょうか。また、対立とまでいなくても、遺言を作らないということは、残される配偶者に兄弟全員の協力を取り付ける苦勞を強いることを意味するんだということは理解しておくべきです。

さらに兄弟が死亡していた場合には、兄弟の子供が相続人となります(代襲相続人といいます)。さらに縁遠い人へ連絡する必要が生じます。遠方に住んでいるという可能性も高くなり、協力を取り付ける苦勞が一段と増します。

これは遺言があるとないで、決定的な違いが生じるケースです。「全て〇〇へ相続させる」のたった一文があるだけで、その遺言は劇的な効力を持ちます。まさに「遺言を書くことが大事」になる場面といえます。

ご相談はお気軽に

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

相続人以外に財産を残したい

一方、こちらは、**遺言がなければ実現不可能**なケースです。

民法が定めている法定相続持分は、あくまでも「相続人」へ財産を分配する基準を定めたものですから、相続人以外はまったく対象になりません。いかに近い者であってもそれは同様です。ですから、まず自分の相続人が誰なのかを把握することが非常に大切です。(ミニコラム第7号「あなたの相続人は?」)

たとえば、子供の妻や、内縁の妻、再婚相手の連れ子(養子を除く)などが典型例です。また、子供がいる人を養子にした場合、養子は相続人ですが養子の子供は直接の相続人にはなりませんので注意が必要です。

あなたは何を希望されますか?

まず一番に考えて欲しいのは自分がどうしたいのか、ということです。自分が死亡したとき、こうして欲しいといった望みがあるのであれば、その**望みを実現する方法が遺言**だということを覚えておいていただきたいのです。つまり、相続について何らかの望みがある人はすべからず遺言を作成しなければならない、それが「遺言は義務です」というタイトルの意味です。

まずはあなたの希望をお聞かせ下さい。

遺言の作成、生前の相続対策は、リーガルバンクさかいへ。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

<サービス一覧>

・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com Web legalbank-sakai.com

(受付時間 月～土、午前10時より午後6時まで)

来所での初回相談(1時間程度)は、**無料**です。

事前にメール又はお電話にてご予約下さい。